

- ・ 教育委員会には消費者教育以外にも非常に多くの分野が連携強化を求めているため、こちらから情報提供をする以上の連携は難しい。(兵庫県)
- ・ 予算の制限がある中で、注意の喚起が必要な情報を活用するため、各機関が共通の認識をもつことが難しい。(鹿児島県)

## 【教育担当部局】

### <設置するまでの経緯>

#### ●他機関への働きかけ

- ・ 生涯学習課が窓口になり、義務・高校・障害児教育課と連携して連絡会に参加した。(香川県)
- ・ 悪質商法などの消費生活問題を解決するにあたり、直面する高齢者被害防止に関しては高齢福祉課、介護保険課など高齢者と係わりのある担当課の協力が不可欠であり、また、社会人になって様々な消費者被害に遭わない方策を身に付けるには、小さなときから消費生活に関する教育が必要である。このようなことから、教育部門を含め消費者問題に関連のある担当課による庁内生活連合会議の設置を行った。(さいたま市)

### <設置後の状況>

#### ●連絡協議会設置による効果

- ・ 消費者関係機関からは、出前講座の状況や学校での指導に活用できる資料等の情報を、また、教育委員会からは、学校における消費者教育の実状や教員の要望等を、それぞれ直接伝えることができる会議となっている。(岩手県)
- ・ 協議会における活動以外に、消費生活課の担当者が、市町村教育委員会の指導課長や指導主事が集まる会議、教員の研修を行う教育センターなどに積極的に出向いて、消費者教育の必要性や緊急課題の情報提供などを行い、活動の充実に努めてくれている。(神奈川県)
- ・ 連絡協議会を設置する以前は、教育委員会内においても連携が十分とれておらず、消費者担当部局とも個々の担当レベルでの連携にとどまっていたが、協議会を設置したことによりお互いが連携協力して、消費者教育を推進していくことの必要性を認識し、現状や課題を把握できた。(宮崎県)

#### ●課題

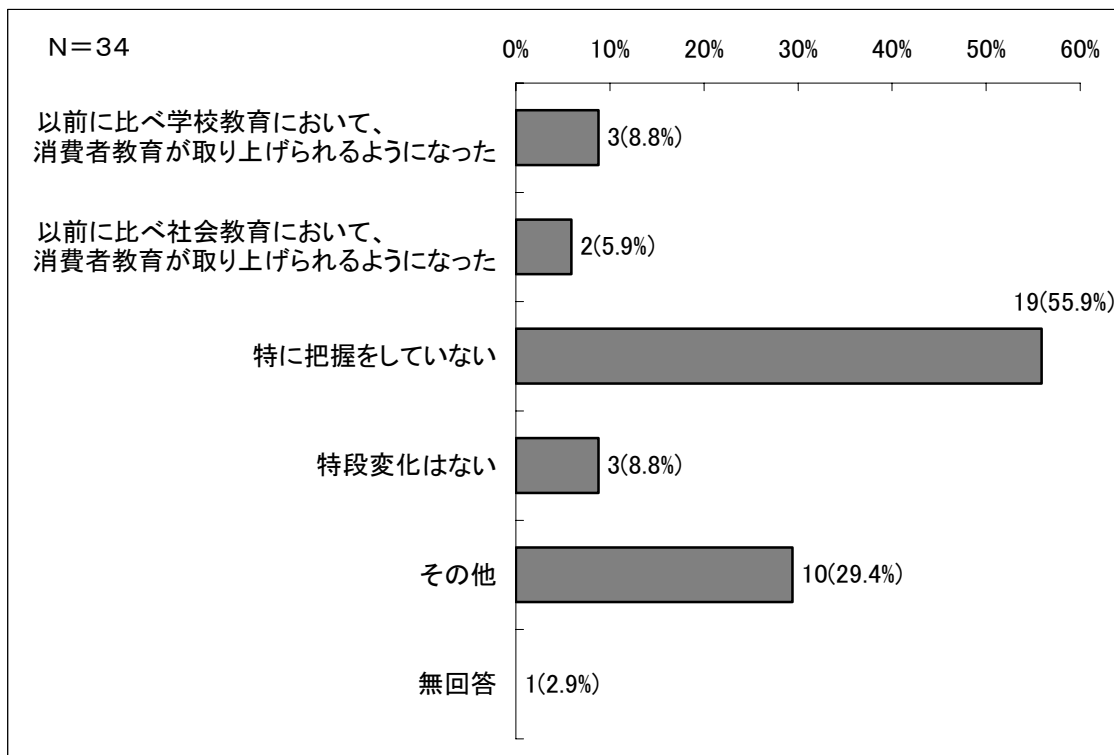
- ・ 現代社会や家庭科の授業で項目として扱ってはいるが、現行の教育課程の中で、単独の単元として時間を割くことは難しい。(秋田県)
- ・ 消費者教育のみならず様々な社会の要請があり、その整理に苦勞している。特に消費者教育と金融・金銭教育の関連についての整理が難しい。(鹿児島県)

問 10. 連絡協議会の設置の前と後では消費者教育についての変化はありましたか。後の動きとして、学校教育や社会教育の場で、具体的な事例等把握されているものがありましたら、教えてください。

連絡協議会の設置の前と後での消費者教育についての変化については、19 団体 (55.9%) が「特に把握をしていない」とし、「その他」でも変化はこれからといった回答があった。

一方、「以前に比べ学校教育において、消費者教育が取り上げられるようになった」は 3 団体 (8.8%)、「以前に比べ社会教育において、消費者教育が取り上げられるようになった」は 2 団体 (5.9%) と、**わずかではあるが変化があったとする団体もある。**

図 9 連絡協議会の設置前後の消費者教育についての変化 (単位：都道府県・政令指定都市数)



問 11. 検討に際して、該当するものがありましたら選択してください。また、お差し支えない範囲で具体的に教えてください。

**【消費者担当部局】**

連絡協議会設置のための両部局での検討に際して、支障や何を議論するかについては、「消費者担当部局において支障がある」は3団体(21.4%)、「連絡協議会で何を議論するのかについて両部局間で認識に差がある」は2団体(14.3%)で、認識の差を感じている団体は少ない。

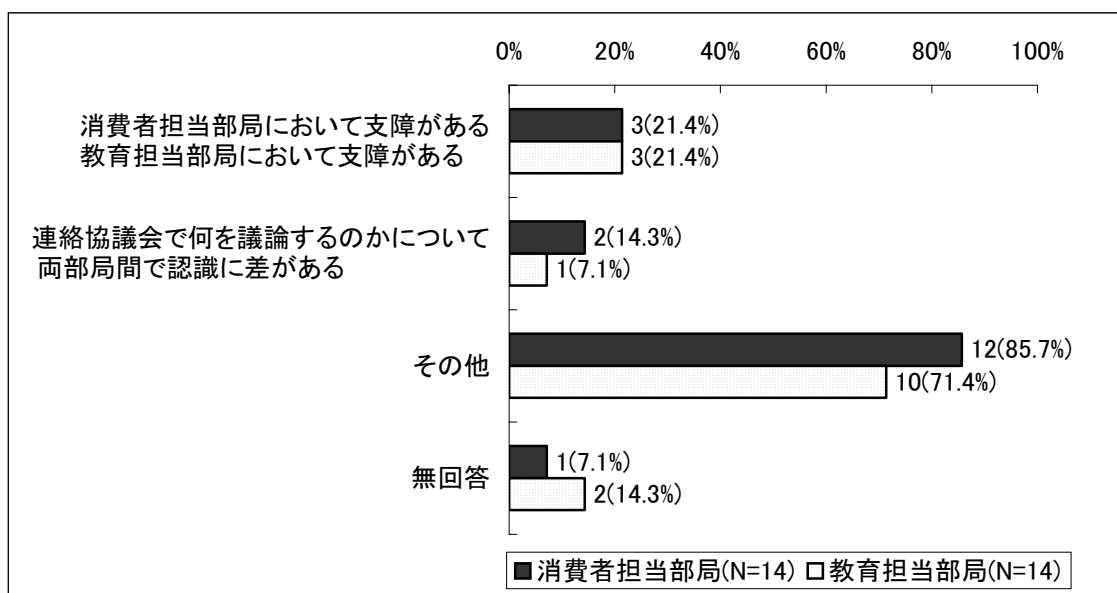
なお、その他の回答としては、「会議自体が形式的なものになってしまう可能性がある」、「継続して連絡協議すべき具体的な内容が乏しい」、「活動の具体的なイメージの共有化を図ることが必要」、「消費生活担当部局から、教育担当部局への一方的な依頼が主な内容になってしまう」などが挙げられている。

**【教育担当部局】**

連絡協議会設置のための両部局での検討に際して、支障や何を議論するかについては、「教育担当部局において支障がある」は3団体(21.4%)、「連絡協議会で何を議論するのかについて両部局間で認識に差がある」は1団体(7.1%)で、消費者担当部局と同様、認識の差を感じている団体は少ない。

なお、その他の回答としては、「現在、消費者担当部局から消費者問題に関する情報やリーフレットなどでの資料の提供を受けている。また専門家の派遣など消費者教育を推進するうえでの協力を受けるなどで連携を図っており、早急に連絡協議会を設置する必要性を感じない」、「早急に消費者センターと連携を行わなくても、社会教育・学校教育の場で消費者教育ができているため、現在検討している」、「事業の展開において様々な活動が考えられるが、年度の重点等を明確にして進めていきたい」などが挙げられている。

図 10 連絡協議会設置の検討に際して、該当するもの（単位：都道府県・政令指定都市数）



問 12. 設置のために両部局で検討を行っていない理由を教えてください。(自由記述)

連絡協議会設置のために両部局で検討は行っていないとする団体に対して、その理由を消費者担当部局、教育担当部局それぞれに自由記述形式で尋ねた。ここでは具体的な記述について代表的な例を紹介する。なお、現時点では両部局で検討を行っていないが、今後検討するといった記述も見られた。

【消費者担当部局】

●既存の場に対応

- ・ 個別に対応や青少年対策本部会議等で情報提供、連携は行っているが、連絡協議会として設置するにあたり、メンバー・検討事項等の整理が行われていないため、両部局で検討するまでには至っていない。(静岡県)
- ・ 連絡協議会は設置していないが、連携していると考えるため。(宮城県)
- ・ 両部局での検討はしていないが、教育委員会との意見交換会を実施している。(大分県)

●今後検討

- ・ 今後、両部局で検討する予定。(茨城県)
- ・ 次回(2月)の交換会において、**既存の消費者行政連絡協議会の部会として「消費者教育推進部会」を立ち上げることを提案したい**と考えている。(大分県)
- ・ 設置について課内で検討中であり、**今後、教育委員会に働きかけ、連絡協議会の設置を目指す**。(沖縄県)

●今後の状況による

- ・ 現在、消費生活室では、教育委員会と連携して情報提供、教員研修会を実施している。連絡協議会設置についても検討したが、組織、事業見直し等があり、他県の設置状況も含めて、しばらく様子を見ることとした。**次年度、国、他県の状況を参考にしながら設置について教育委員会と検討していくこととする**。(広島県)
- ・ 消費者行政センターでは、子ども向け消費者教育の必要性を認識しており、校長会、家庭科教員に出前講座の実践などを依頼しているが反応は少ない。当面はそれぞれの部局独自取り組みになると思うが、状況により連絡協議会の設置を呼びかけていく。(川崎市)

●その他

- ・ センターにおいて、県内各高校・中学に出前講座の案内を行い、希望のあった学校に職員が講師となって消費者教育授業(1時間程度)を行っている。この講座の開催は、教育委員会へも協力依頼を行っているが、基本的には各学校の判断であるというスタンスである。そのようなスタンスである教育委員会と協議会を設置しても、その後の消費者教育の展開に不安があり、現場の学校との取り組みが先であるとする。(鳥取県)
- ・ 現在も連携関係の確保はありますが、市教委(学校側)が多忙のため、なかなか連携がはかれないのが現状です。(札幌市)

## 【教育担当部局】

### ●既存の場に対応

- ・ 本県では、消費者行政に関する情報交換及び連絡調整等を行う場として「静岡県消費者行政推進員」が設置されている他、青少年問題協議会において青少年の消費者としての問題について意見交換が行われている。部局間の連絡協議会設置の目的が消費者問題に関する情報・教材の提供と外部専門家の円滑な学校受け入れであるが、いずれも、現段階でも行われているため。(静岡県)
- ・ 以前より、担当部局や関連団体（弁護士会、司法書士会等）と連携をとり、情報提供や講師派遣等の協力を得ている。また、平成 16 年度より佐賀県消費生活の安全・安心対策会議が設置され、参加団体との協議や、情報提供・協力を得る環境が整いつつあるため。(佐賀県)

### ●今後検討

- ・ これまで、消費生活室が学校へ情報提供したり、教員研修会を開催するに当たって、提供される情報の内容を確認したり、開催時期等について相談に応じたりするなどの連携をとってきた。しかし、学校における実践の成果や課題を踏まえて、内容の充実に向けた検討協議を消費生活室と行うところに至っていなかった。**今後、国、他県の状況を参考にし、消費生活室と連携しながら、連絡協議会の設置について具体的な検討に入りたいと考えている。**(広島県)
- ・ 学校教育では、家庭科や社会科等の時間において、消費者教育について、組織的、計画的に指導している。**今後、必要に応じて、担当部局等と連携を図りながら、設置等について、検討していきたい。**(山口県)
- ・ 消費者担当部局（県民生活課）内で連絡協議会設置に向けての検討を行っており、その**設置についての方針が決まり次第、両部局で協議を開始する**ことになっている（消費者担当部局からの要請待ち）。(沖縄県)

### Ⅲ. 調査結果（市区町村（政令指定都市を除く））

問1. 平成18年3月31日付「消費者教育の推進のための消費者担当部局と教育担当部局との連携強化について（以下、文書）」が内閣府及び文部科学省から都道府県に送付された後、貴市区町村に同文書が周知されましたか。

#### 【消費者担当部局】

周知状況については、全体では「周知された」は703団体（54.3%）、「周知されていない」が565団体（43.7%）となっており、**およそ半数の団体は周知された**としている。

市・特別区、町、村別では、市・特別区、村は「周知された」は50%を上回るが、町については47.8%で50%を下回る。

#### 【教育担当部局】

周知状況については、全体では「周知された」は505団体（39.0%）、「周知されていない」が677団体（52.3%）となっており、**周知状況は4割程度**に止まる。

市・特別区、町、村別では、村は「周知された」は48.5%で、市・特別区、町と比べおよそ10%上回る。

図1-1 都道府県からの周知状況 消費者担当部局（単位：市・特別区、町、村数）

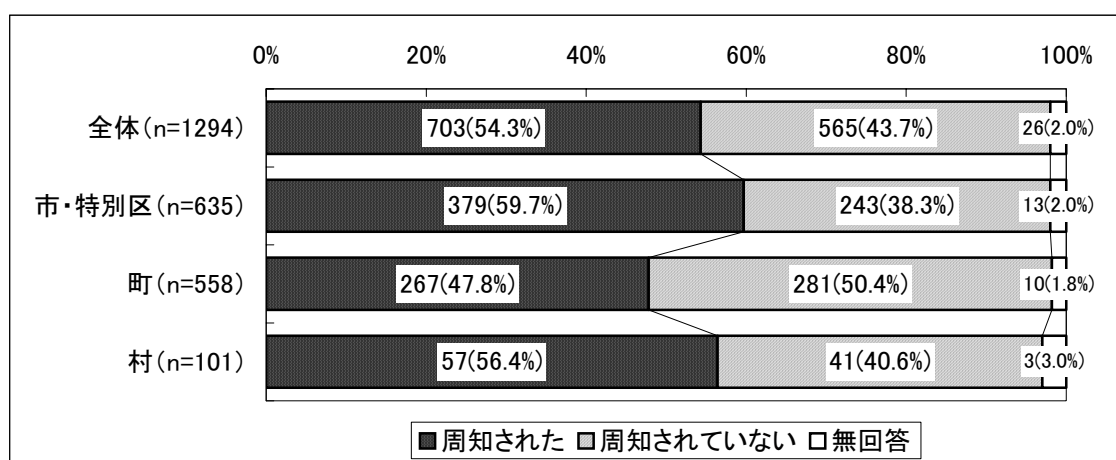
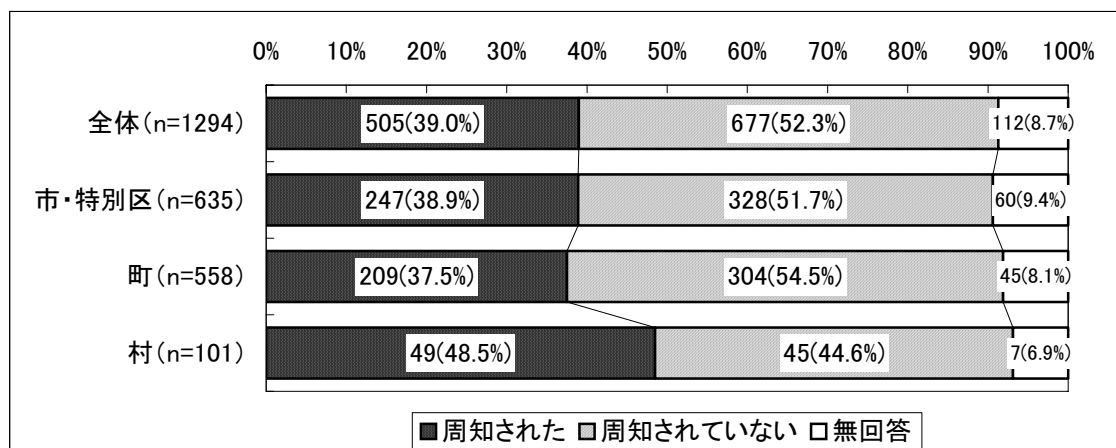


図1-2 都道府県からの周知状況 教育担当部局（単位：市・特別区、町、村数）



問2. 今後、貴部局として、消費者教育に関して消費者担当部局（あるいは教育担当部局）と連携する場を設ける予定はありますか。

【消費者担当部局】

周知されていないとした団体に対して、連携する場の設置予定について尋ねたところ、全体では「ある」は83団体（14.7%）、「ない」は470団体（83.2%）となっており、**およそ8割の団体は設置予定がない**としている。

市・特別区、町、村別でもこの傾向は変わらず、市・特別区で「ある」が45団体（18.5%）で全体を4%程上回るが、町、村は「ある」が10%前後となっており、設置を予定している団体は多くはない。

【教育担当部局】

周知されていないとした団体に対して、連携する場の設置予定について尋ねたところ、全体では「ある」は107団体（15.8%）、「ない」は553団体（81.7%）となっており、消費者担当部局と同様、**およそ8割の団体は設置予定がない**としている。

図2-1 連携する場の設置予定 消費者担当部局（単位：市・特別区、町、村数）

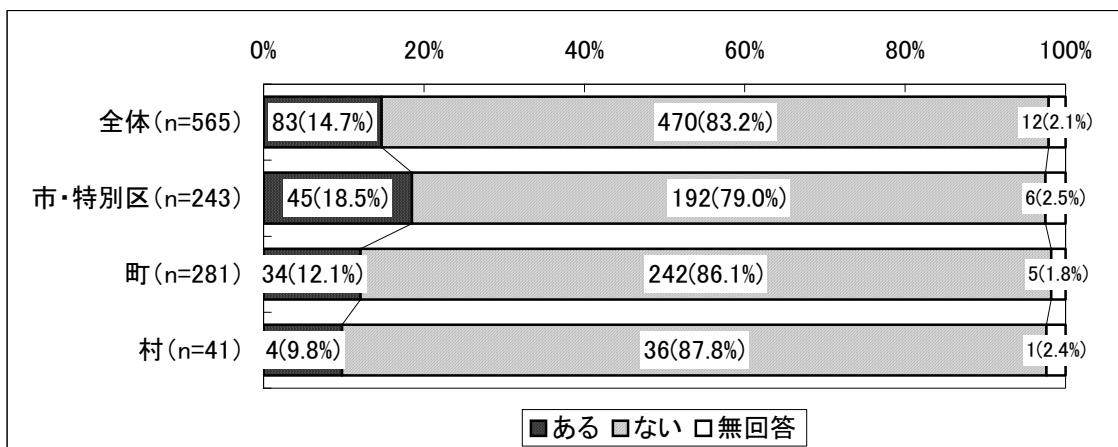
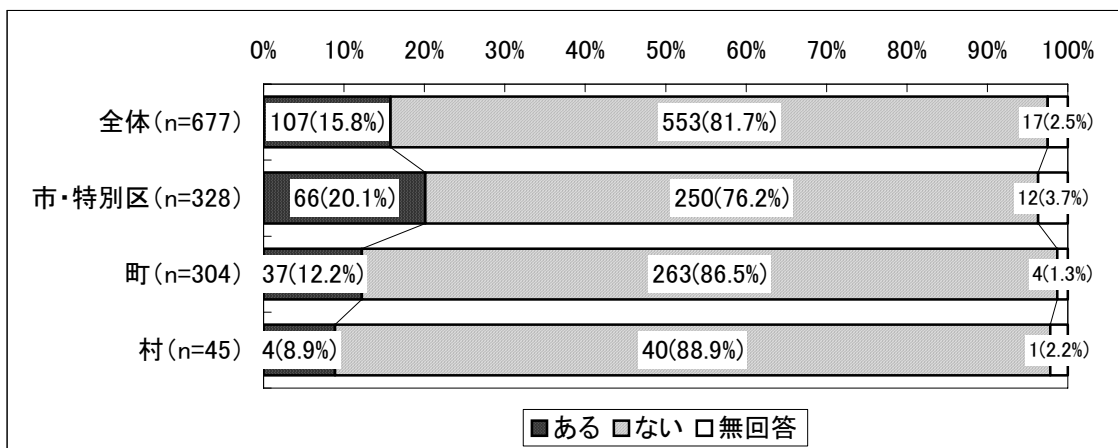


図2-2 連携する場の設置予定 教育担当部局（単位：市・特別区、町、村数）

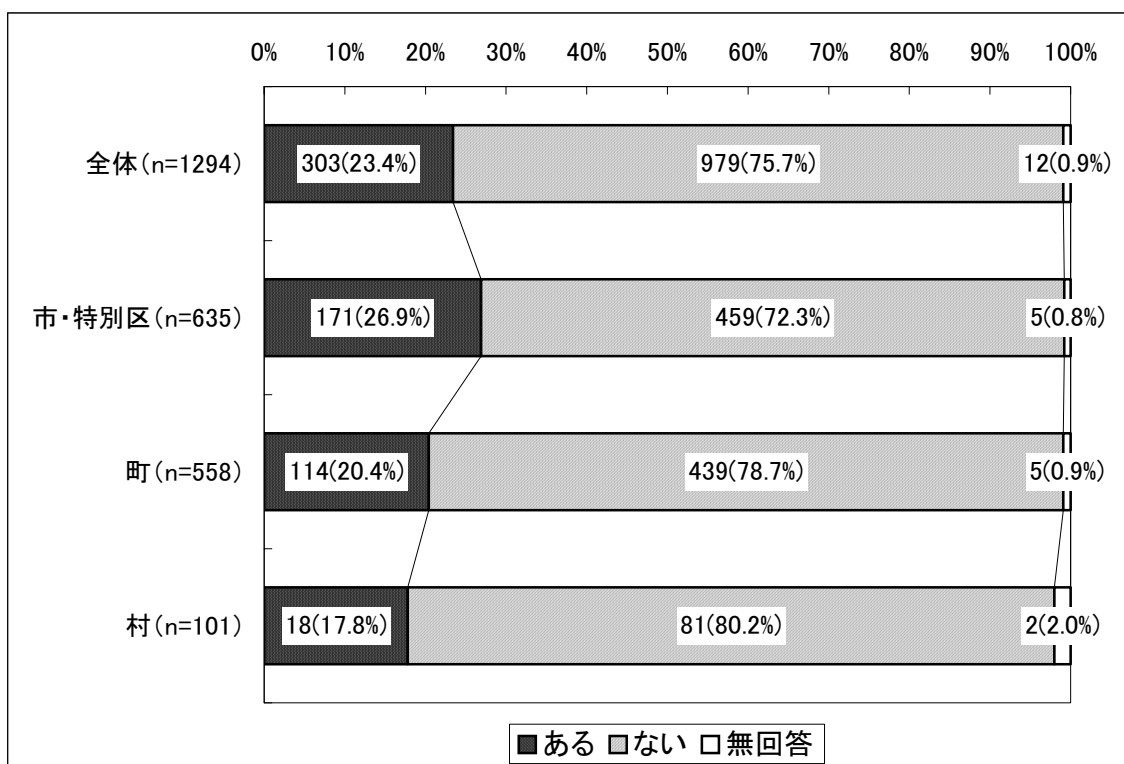


問3. 消費生活センター（消費者担当部局）と教育委員会（教育担当部局）（以下、両部局）との間で消費者教育について連携する場はありますか。

連携する場の有無については、全体では「ある」は303団体(23.4%)、「ない」は979団体(75.7%)となっており、**7割強の団体は連携する場はない**としている。

市・特別区、町、村別でもこの傾向は変わらず、市・特別区で「ある」は171団体(26.9%)で全体を3%程上回るが、町、村は「ある」は20%前後となっており、連携する場があるとする団体は多くはない。

図3 連携する場の有無（単位：市・特別区、町、村数）



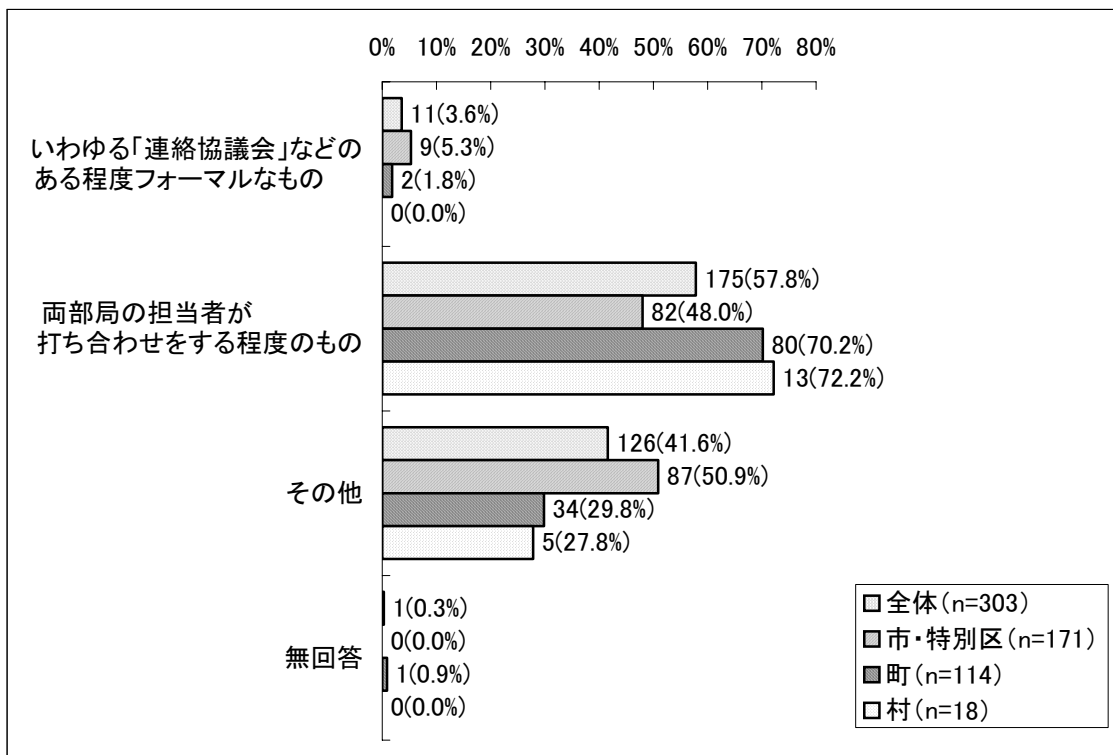
問4. それは、どういう場ですか。

連携する場があるとした団体に対して、それはどういう場であるかを尋ねたところ、全体では、「いわゆる「連絡協議会」などのある程度フォーマルなもの」は **11 団体 (3.6%)** に止まり、**175 団体 (57.8%)** は「両部局の担当者が打ち合わせをする程度のもの」であった。

市・特別区、町、村別でみると、「両部局の担当者が打ち合わせをする程度のもの」は、**町、村でさらに多くなり、町は 80 団体 (70.2%)、村は 13 団体 (72.2%)** であった。

なお、「その他」としては、教育機関や高齢者学級への相談員の出前講座の実施やパンフレットの配布、成人式でのパンフレットの配布などが挙げられている。

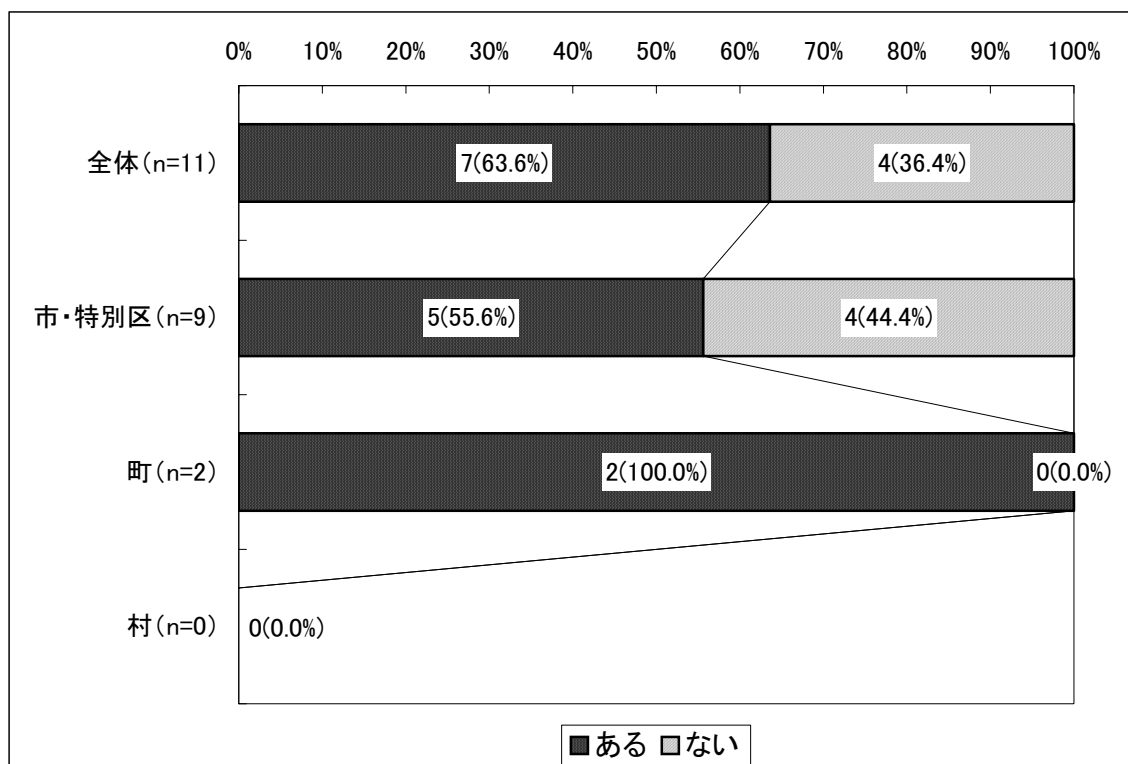
図4 連携の場の詳細 (単位：市・特別区、町、村数)



問5. 連絡協議会の設置要綱はありますか。

連絡協議会などのある程度フォーマルな場があるとした団体に対して、設置要綱の有無を尋ねたところ、全体では、「ある」は7団体（63.6%）、「ない」は4団体（36.4%）であった。

図5 連絡協議会設置要綱の有無（単位：市・特別区、町、村数）



問6. 連絡協議会の活動内容についてご記入をお願いします。(①設置年月日 ②名称 ③目的)

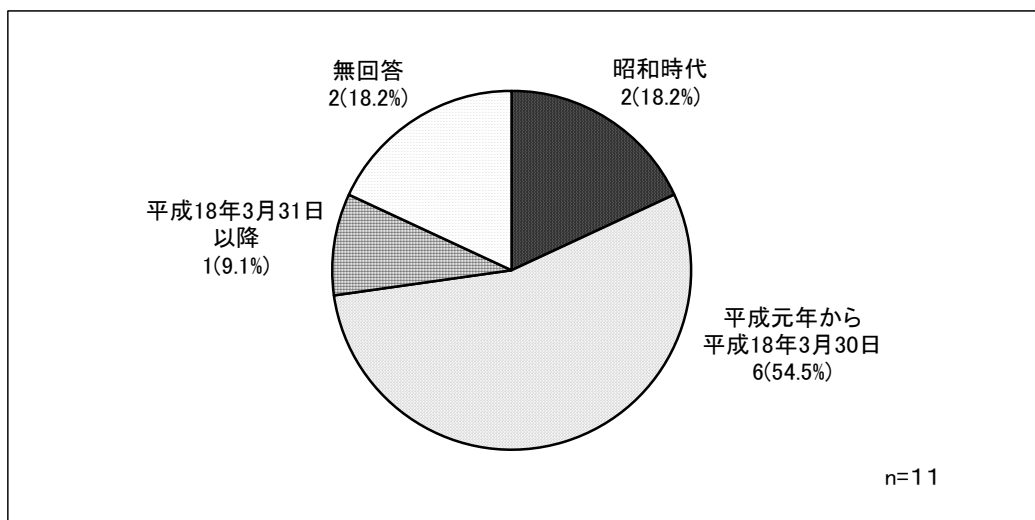
いわゆる「連絡協議会」などのある程度フォーマルなものがあるとする団体に対して、①設置年月日、②名称、③目的を尋ねた。

【設置年月日】

設置年月日については、「昭和時代」が2団体(18.2%)、「平成元年から平成18年3月30日」が6団体(54.5%)で、合計8団体(72.7%)が「消費者教育の推進のための消費者担当部局と教育担当部局との連携強化について」の文書発出前に連絡協議会を設置していた。

文書発出後に設置したの団体は1団体(9.1%)であった。

図6 連絡協議会設置の時期(単位:市・特別区、町、村数)



注)「消費者教育の推進のための消費者担当部局と教育担当部局との連携強化について」の文書は、平成18年3月31日に、内閣府・文部科学省から都道府県、政令指定都市に対して発出した。

【名称】

名称については、函館市消費者被害防止ネットワーク会議、根室市消費者被害防止情報連絡協議会、倶知安町消費者被害防止ネットワーク、萩地区困りごと相談ネットワーク協議会など、「消費者被害防止」や「ネットワーク」という名称や、岩手県消費者教育連絡会議、柏市消費者教育推進連絡会など「消費者教育」という名称を入れた団体などがあつた。

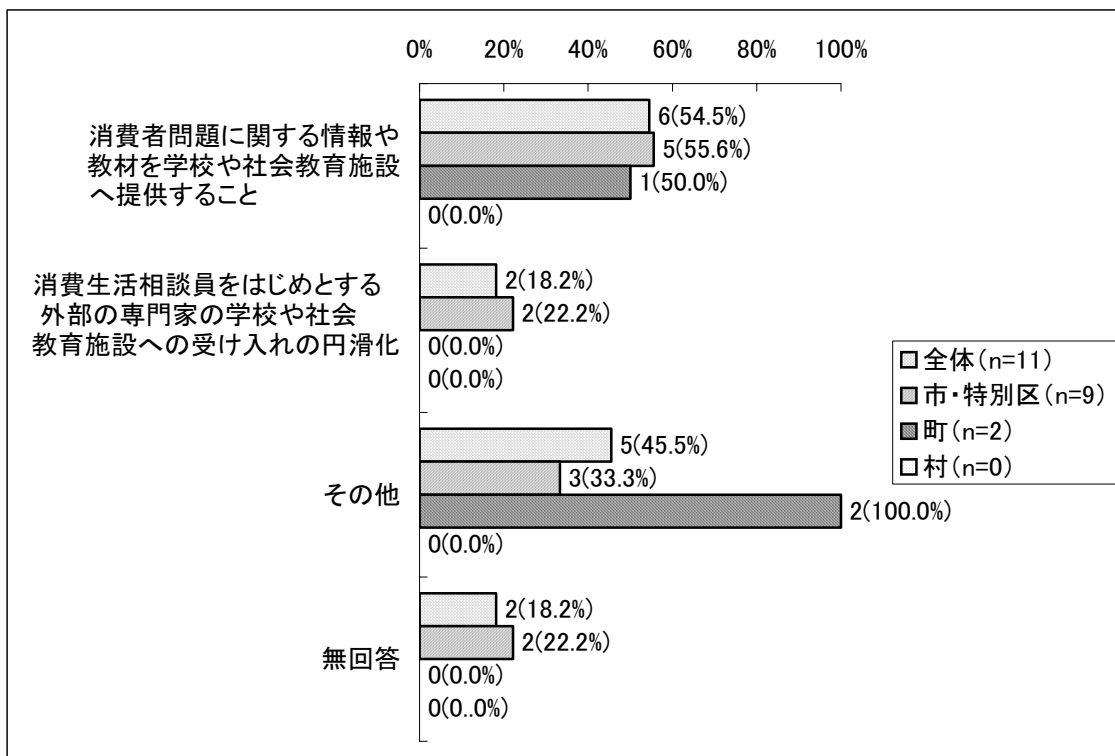
【目的】

目的については、都道府県・政令指定都市と同様、消費者教育の推進や消費者被害の未然防止などのために、関係機関や部署との連絡調整や協議、意見交換、連携強化をするといった記述が多い。

問7. 連絡協議会における協議事項等について、以下の事項から選択してください。

連絡協議会などのある程度フォーマルな場があるとした団体に対して、連絡協議会における協議事項等について尋ねたところ、全体では、「**消費者問題に関する情報や教材を学校や社会教育施設へ提供すること**」は**6団体(54.5%)**、「消費生活相談員をはじめとする外部の専門家の学校や社会教育施設への受け入れの円滑化」は**2団体(18.2%)**であった。

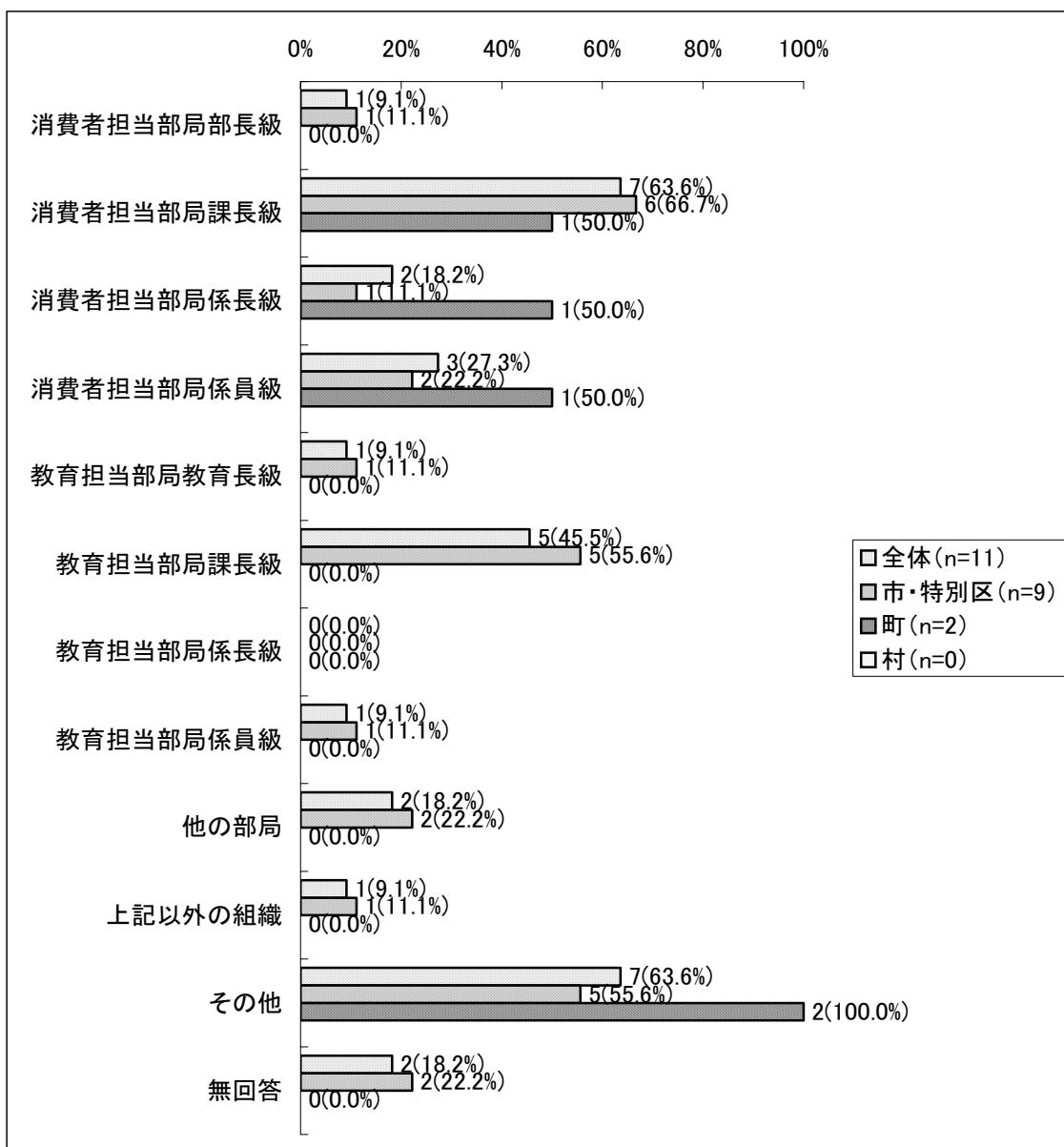
図7 連絡協議会における協議事項等（単位：市・特別区、町、村数）



問 8. 連絡協議会の構成メンバーについて、以下の該当箇所を選択してください。

連絡協議会などのある程度フォーマルな場があるとした団体に対して、連絡協議会の構成メンバーについて尋ねたところ、全体では、**消費者担当部局、教育担当部局とも「課長級」は7団体(63.6%)、5団体(45.5%)で最も多い。**「係長級」は消費者担当部局では2団体(18.2%)あるが、教育担当部局では1団体もなかった。

図 8 連絡協議会の構成メンバー（単位：市・特別区、町、村数）



問9. 連絡協議会での協議を踏まえた具体的な活動についてご教示願います。(自由記述)

「連絡協議会」などのある程度フォーマルな場があるとした団体に、連絡協議会での協議を踏まえた具体的な活動について自由記述形式で尋ねた。ここでは具体的な記述について一部を抜粋して紹介する。

- ・ 平成17年度に、「オレオレ詐欺実録CD-ROM」および悪徳商法防止のための冊子「くらしの豆知識」を、市内小中学校へ配布。(北海道積丹町)
- ・ 盛岡市立大新小学校6年生全員及びPTAに対し行った金銭教育講座及び、奥羽市立小山中学校3年生全員に対し行った悪質商法対策講座、金銭教育講座をデモンストラーションとして位置づけ実施。意見交換を行った。また、デモに関し、関係者にアンケートを実施。あわせて奥羽市を含む胆江地区の家庭科教諭に意見を聴取。(岩手県盛岡市)
- ・ 土浦市において「連絡協議会」の設置はないものの、若年層のインターネットトラブルに関する相談が年々増加の傾向にあり、相談状況から緊急性を要すると判断し、インターネットや携帯電話のトラブルを未然防止するため、中学生を対象に「ケータイ警報発令講座」を平成17年度に実施した。市民の要請に応じて開催する「出前講座」とは異なる「能動的な講座」として、消費生活センター・教育委員会・中学校の連携で実施。(茨城県土浦市)



資料編（自由記述及び設置要綱）

